

第8章 国際意匠登録出願における 登録査定の際の謄本の送達方法の見直し

1. 改正の必要性

(1) 従来 の 制度

意匠登録出願について意匠登録をすべき旨の査定（以下この章において「登録査定」という。）がなされた場合、特許庁長官は、登録査定の際の謄本を出願人に送達しなければならない（意匠法第19条で準用する特許法第52条第2項）。そして、出願人が在外者であって国内代理人（意匠管理人）がないときは、書類を航空扱いとした書留郵便等に付して発送することができ（意匠法第68条第5項で準用する特許法第192条第2項）、この場合、その発送の時に送達があったものとみなされる（同条第3項）。

ジュネーブ改正協定に基づき行われた国際意匠登録出願において、登録査定がなされた場合、日本国特許庁は、「登録査定の際の謄本」を出願人（国内代理人がいる場合には当該代理人）に送達し（意匠法第18条、意匠法第19条で準用する特許法第52条第2項及び意匠法第68条第5項で準用する特許法第192条第2項）、意匠権の設定登録をするとともに、WIPO国際事務局経由で出願人に「保護の付与の声明」を電子的に通知している（ハーグ協定の1999年改正協定及び1960年改正協定に基づく共通規則（以下「共通規則」という。）第18規則の2）。

(2) 改正の必要性

令和2年初頭からの新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、一部の外国について国際郵便の引受けが停止され、日本国特許庁から海外の出願人に対して、設定登録の前提として行う「登録査定の際の謄本」の送達が滞った。これにより、意匠登録の要件を満たしている国際意匠登録出願の意匠権の

設定登録が遅れ、海外の出願人が不利益を受けるという事態が生じた。

2. 改正の概要

上記の状況を踏まえ、登録査定に記載されている事項を、W I P O 国際事務局を經由して「保護の付与の声明」とともに出願人に電子的に通知することをもって、国際意匠登録出願に係る「登録査定の謄本」の送達に代えることができるようにすることとした。

3. 改正条文の解説

◆意匠法第60条の12の2 第1項及び第2項（新設）

（意匠登録の査定の方式の特例）

第六十条の十二の二 国際意匠登録出願についての第十九条において準用する特許法第五十二条第二項の規定の適用については、特許庁長官は、査定（第十八条の規定による意匠登録をすべき旨の査定に限る。）に記載されている事項を、経済産業省令で定めるところにより、国際事務局を經由して国際登録の名義人に通知することをもって、第十九条において準用する同項の規定による当該査定の謄本の送達に代えることができる。

2 前項の場合において、同項の規定による通知が国際登録簿に記録された時に、同項に規定する送達があつたものとみなす。

第60条の12の2を新設し、国際意匠登録出願についての登録査定の方式の特例について規定することとした。

第1項は、日本国特許庁から出願人に対する「登録査定の謄本」の送達を、W I P O 国際事務局を經由して出願人宛てに行う「保護の付与の声明」

と合わせて通知することを可能にすることとした。

第2項は、第1項によりWIPO国際事務局を經由して登録査定に記載した事項を通知した場合に、意匠権の設定登録の前提となる登録査定の効力発生の時点（すなわち、「登録査定の謄本」の送達時点）を明確にし、その後の設定登録を円滑に行う必要があることから規定することとした。「保護の付与の声明」を受理したWIPO国際事務局は、その内容を国際登録簿に記録する義務があり〈共通規則第18規則の2(3)〉、出願人及び日本国特許庁ともにWIPO国際事務局のウェブサイト上で公開される国際登録簿の記録に対してアクセスしてその内容を了知できることから、国際登録簿への記録をもって「登録査定の謄本」の送達があったものとみなすこととした。

なお、「標章の国際登録に関するマドリッド協定の1989年6月27日にマドリッドで採択された議定書」（以下「マドリッド協定議定書」という。）に基づく商標の国際出願についても同旨の改正を行う（第9章 国際商標登録出願における商標登録手数料の二段階納付の廃止及び登録査定の謄本の送達方法の見直し参照）。

4. 施行期日及び経過措置

(1) 施行期日

改正法の公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日（令和3年10月1日）から施行することとした（改正法附則第1条第3号）。

(2) 経過措置

経過措置は定めていない。

